

資料 6

(案)

合志市行政改革大綱

(平成28年度～平成31年度)

【第3期】



平成28年 月
合 志 市

はじめに

地方行政は、国による地方分権や地方創生への取り組み等に伴い、地域が抱える多種・多様な問題を総合的な視点から捉え、地域の実情にあった事業を取捨選択し、持続可能なまちづくりを自らの責任において進めていくことが求められています。全国的に人口減少、高齢化が問題となる中、本市では、まだまだ人口増加が続き、他自治体と比較すると恵まれた状況下にあると捉える見方もあります。

しかし、人口増加に伴う福祉予算の急激な伸びは財政運営に大きな影響を与え、また合併から10年が経過し、普通交付税の一本算定による交付額の縮小など予断を許しません。今後、福祉はもとより、老朽化する施設の改修や、新たな学校教育施設の整備、都市環境の整備、農業・工業・商業各産業の育成など、市が取り組まなければならない事業は山積しています。

本市では、平成18年に第1期行政改革大綱を、平成23年には第2期行政改革大綱を定め、さまざまな改革に取り組んできました。しかし、市民の生活意識や価値観の多様化、国の制度改革など社会の大きな変化の波を受け、今以上の行政改革の努力が必要な時期となっています。

そこで合志市では、市の特性を活かしながら、最小の経費で最大の効果を導き出すべく、市民・議会・行政が一体となり新たな取り組みに向かう時期です。今回、中長期の財政計画を念頭に、合志市総合計画と整合性を図りながら、新たな行政経営の指針として第3期行政改革大綱を策定し、更なる行政改革に向け取り組んでいくこととしています。

1 行政改革大綱の趣旨

行政改革大綱とは、市の行政改革における基本的な方向性を示したもので、本市が行政改革を行なっていく上での基本指針となるものです。

具体的な改革の実施については、この大綱に基づいて「集中改革プラン」を作成し、改善・改革策を進めていき、それぞれの改革推進項目を、市民にわかりやすく数値目標などで公表します。

2 行政改革の基本方針

平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間を新たな推進期間とし、活力ある合志市のまちづくりのために、3 つの基本方針を掲げ、行政改革を進めます。

(1) 健全で効率的な行政経営

行政経営は、「限られた財源の中で、最大の効果」を上げることが重要です。

それには自主財源の確保とともに、各種事務事業の検証や、公共事業の見直しを行なうなど、徹底した経費の削減を図りながら、健全で効率的な行政経営を進めます。

(2) 職員の意識改革

行政改革を進めるには、職員一人ひとりに改革への意識を浸透させる必要があります。

それには、全職員が日常的な問題の改善に着実かつ迅速に取り組み、従前の例にとらわれることなく、改善意欲や問題意識を持つとともに、企画力、情報収集能力も求められます。今後、さらに、仕事に対するコスト意識を高め、事務の効率化を図りながら、市民が満足できる行政サービスに努めます。

(3) 協働によるまちづくり

これから活力あるまちづくりは自治基本条例に基づき、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれ対等な立場で、お互いの果たすべき役割を認識し合い、地域社会の発展につなげるために、共に補完し、協力し合って取り組むことが重要です。

それには、市民のニーズを的確に把握し、質の高い公共サービスを提供していくため、市民からの意見や民間の手法（※1）を積極的に取り入れ、市民参画による協働のまちづくりを進めます。

3 行政改革の取り組み

本市では、「行政改革の基本方針」に基づいて、以下の推進項目を掲げ取り組みます。

(1) 事務事業の見直し

これから行政経営は、限られた財源、人材を、どの政策に重点的に投入するかなどの判断が重要であり、事務事業については、隨時見直しが求められています。

このようなことから、総合計画（※2）と連動した行政評価システム（※3）の充実を図り、事務事業の点検を行ない、徹底した経費節減を進めます。

(2) 行政組織・機構の再編、見直し

行政効率と市民の利便性を検証し、絶えず見直しの検討を行なってきましたが、さらなる効果的な組織運営によるスピード感のある行政経営が必要となっています。

地方分権や多様化する行政課題に対応し、市民のニーズに応えられるよう、市民にわかりやすい組織づくりに努めるとともに、効果的、効率的な組織や業務を目指します。

また、市民の利便性向上、事務の効率化を図るため、組織改編を進めます。

(3) 公共施設管理の民間委託等への推進

本市の公共施設については、施設ごとの機能や役割を明確にして、その必要性を検証しながら、行政運営の効率化、行政サービスの維持・向上を図ることを視野に民間委託を進めます。

また、公共施設等総合管理計画の策定により、施設の長寿命化、施設の統廃合を行うとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。

(4) 定員管理と給与の適正化

社会情勢の変化、行政組織・機構の再編等による必要職員数の見直しを行ない、適正な定員管理に努めます。

また、公務員制度改革等の動向を踏まえ、給与の適正化を検討するとともに、人事評価制度の本格導入による、能力や実績を重視する給与体系への見直しを進めます。

(5) 効率的で効果的な行財政運営

政策・施策を行なう上で必要なのが、財源の確保です。

平成28年度より交付税が一本算定に移行するなか、長期的視野に立った安定した自主財源の確保をしなければなりません。それには市税等の徴収率の向上に努めるとともに、利用者の受益に応じた適正な負担となるような各種使用料、手数料等の見直しを必要に応じて行ないます。あわせて、市有財産等の有効活用についても検討していきます。

また、財政計画の見直しや地方公会計の整備により、長期的、計画的な財政運営に努めます。

(6) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業（※4）は、利益の獲得を目的とする民間企業とは異なり、地方公営企業法第3条に掲げられているとおり「企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営すること」を経営の基本原則としています。

このことを踏まえ、公営企業会計を適用し、経営や資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤の強化に努めます。

なお、経営状況については積極的な情報公開に努めます。

(7) 職員の人材育成・能力の向上

これから的地方自治体は、地方分権型社会（※5）に対応する人材を育成確保することが特に重要であり、職員は政策形成能力、問題解決能力、法務能力などの総合的な能力が求められます。このような人材（資源）を育てるための基本となる人材育成基本方針に基づき各種研修を実施します。

(8) 市民等による協働・参画

自治基本条例の理念に基づき、市民・市議会・市の執行機関がそれぞれの責務と役割を果たしながら、まちづくりへの取り組みを推進します。

また、市内外の皆さんに市政への関心を高めてもらうために、情報の積極的な提供と市民参画を促す取り組みを推進します。

4 行政改革の推進体制

市長を本部長とする合志市政政策推進本部を中心とした下記の推進体制を組織して、広報紙、ホームページ等を活用し、速やかに市民に情報を発信、共有しながら改革目標の達成に向けて全庁的に取り組みます。

○総合政策審議会

市民を代表する者、学識経験を有する者、その他市長が認めた者で組織し、諮問に応じて総合計画の策定や行政改革大綱・集中改革プランなどの重要施策について審議し答申します。

○政策推進本部

庁議（※6）メンバーで組織し、行政改革大綱・集中改革プランについて作業部会に調査・検討を指示し、作業部会から提案された素案を審議して、総合政策審議会に諮問するための原案を作成します。

○作業部会

【行政経営推進部会】

全課長級で組織し、総合計画、行政改革大綱・集中改革プラン、その他重要施策に関し、具体的な検討を行ない、政策推進本部へ提案します。

【行政経営検討部会】

課長補佐、主幹級で組織し、行政改革大綱・集中改革プランの素案の検討・調査を行ない、政策推進本部へ素案を提案します。

【用語集】

※1 民間の手法

サービスと信頼性の向上、目標の設定と権限・責任の明確化、アウトソーシング(※7)の積極的な導入、PFI(※8)の活用など

※2 総合計画

自治体の全ての計画の基本となる計画のこと。一般に長期のまちづくりのビジョン(目指すべき将来都市像)を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める中期計画である基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成される。

※3 行政評価システム

施策やそれを具体化するための事業を対象として、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざすシステムのこと。

※4 地方公営企業

地方公共団体が行う行政活動のうち、水道、下水道、病院など企業活動として行なうもの。

※5 地方分権型社会

地域住民が地域のビジョンを描き、その実現のために必要な施策を住民自らの選択と責任において決定する社会のこと。

※6 庁議

合志市庁議規程(平成18年2月27日 訓令第30号)に基づき、市長、三役、部長等で構成する。

※7 アウトソーシング

業務や機能の一部または全部を、専門業者などの外部に委託すること。

※8 PFI (Private Finance Initiative)

公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行なうもの。

(参考) 第2期大綱

合志市行政改革大綱

(平成23年度～平成27年度)

【第2期】



平成23年3月

合志市

はじめに

合志市は、誕生から約 5 年を経過し、平成 18 年 11 月に策定した「合志市行政改革大綱」と同年 12 月の「合志市集中改革プラン」によって、5 年間の行政改革への取り組みを進めて参りました。その中で、「自治基本条例の制定」と「パブリックコメントの制度化（※1）」という“市民等による協働・参画”の推進項目は目標を達成しましたし、効率的な施設管理や適切な予算執行などによって、着実に成果が上がりました。

しかし、その一方で、5 年間の検討を経ても成果が上がらなかつたものや、引き続き検討を要するものがあり、併せて、経済変動や社会状況の変化に伴つて、新たな課題が発生してきております。

このような中、財政的には、平成 28 年度から、合併に伴う交付税の優遇措置がなくなり、段階的に地方交付税（※2）が減額されるとともに、合併特例債の活用も原則出来なくなるなど、本市の財政状況はますます厳しくなることが予測され、引き続き計画的な行政改革への取り組みが求められます。

このようなことから、第 2 次の取り組みとして、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間についての行政改革の方向性を定めた、第 2 期の合志市行政改革大綱を策定いたしました。

今回の大綱は、「第 2 期基本計画」と整合性を図りながら、中長期の財政計画を念頭に、市長の強いリーダーシップのもと大綱の実現に向け、さらに一層の行政改革に取り組んでいくこととしています。

1 行政改革大綱の趣旨

行政改革大綱とは、市の行政改革における基本的な方向性を示したもので、本市が行政改革を行なっていく上での基本指針となるものです。

具体的な改革の実施については、この大綱に基づいて「集中改革プラン」を作成し、改善・改革策を進めていき、それぞれの改革推進項目を、市民にわかりやすく数値目標などで公表します。

2 行政改革の基本方針

平成23年度から27年度までの5年間を新たな推進期間とし、活力ある合志市のまちづくりのために、3つの基本方針を掲げ、行政改革を進めます。

(1) 健全で効率的な行政経営

行政経営は、「限られた財源の中で、最大の効果」を上げることが重要です。

それには自主財源の確保とともに、各種事務事業の検証や、補助金、公共事業の見直しを行なうなど、徹底した経費の削減を図りながら、健全で効率的な行政経営を進めます。

(2) 職員の意識改革

行政改革を進めるには、職員一人ひとりに改革への意識を浸透させる必要があります。

それには、全職員が日常的な問題の改善に着実かつ迅速に取り組み、従前の例にとらわれることなく、改善意欲や問題意識を持つことが重要です。さらに、仕事に対するコスト意識を高め、事務の効率化を図りながら、市民が満足できる行政サービスに努めます。

(3) 協働によるまちづくり

これから活力あるまちづくりは自治基本条例に基づき、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれ対等な立場で、お互いの果たすべき役割を認識し合い、地域社会の発展につなげるために、共に補完し、協力し合

って取り組むことが重要です。

それには、市民のニーズを的確に把握し、質の高い公共サービスを提供していくため、市民からの意見や民間の手法（※3）を積極的に取り入れ、市民参画による協働のまちづくりを進めます。

3 行政改革の取り組み

本市では、「行政改革の基本方針」に基づいて、以下の推進項目を掲げ取り組みます。

(1) 事務事業の見直し

これから行政経営は、限られた財源、人材を、どの政策に重点的に投入するかなどの判断が重要であるとともに、事務事業については、政策体系に基づいた再編成が求められています。

このようなことから、総合計画（※4）と連動した行政評価システム（※5）の充実を図り、事務事業の総点検を行ない、徹底した経費節減を進めます。

(2) 行政組織・機構の再編、見直し

行政効率と市民の利便性を検証し、絶えず見直しの検討を行なってきましたが、さらなる効果的な組織運営によるスピード感のある行政経営が必要となっています。

地方分権や多様化する行政課題に対応し、市民のニーズに応えられるよう、効率的かつ効果的な組織体制を目指し、市民にわかりやすい組織づくりに努めます。

(3) 補助金等の見直し

補助金等については、交付団体等の整理統合や補助金の10%削減を行ないました。今後さらに補助金等の公益性、公平性、効率性、合法性に基づいた検証、問題点の整理を行ない、補助金等の交付基準を見直し、縮小、廃止、統合等による整理合理化をよりいっそう推進します。

(4) 公共施設管理の民間委託等への推進

地方自治法の改正により指定管理者制度（※6）が導入され、公の施設の管理に関して、民間からの参入が可能になりました。本市の公共施設については、施設ごとの機能や役割を明確にして、その必要性を検証しながら、行政運営の効率化、行政サービスの維持・向上を図ることを視野に民間委託を進めます。

(5) 定員管理と給与の適正化

新市建設計画の財政計画による10年間で40人の削減計画をもとに、適正な定員管理を進め、5年間で20人の削減を達成しました。今後も、社会情勢の変化、行政組織・機構の再編等による必要職員数の見直しを行ない、適正な定員管理に努めます。

また、公務員制度改革等の動向を踏まえ、給与の適正化を検討するとともに、人事評価制度の本格導入による、能力や実績を重視する給与体系への見直しを進めます。

(6) 効率的で効果的な行財政運営

政策・施策を行なう上で必要なのが、財源の確保です。

今後も交付税が減少する中、長期的視野に立った安定した自主財源の確保をしなければなりません。それには市税等の徴収率の向上に努めるとともに、利用者の受益に応じた適正な負担となるような各種使用料、手数料等の見直しを必要に応じて行ないます。あわせて、市有財産等の有効活用についても検討していきます。

また、財政指標（※7）の目標設定や、事務・事業見直しによる歳出全般の効率化を図るとともに、新たな財政計画書を作成し、計画的な財政運営に努めます。さらには行政評価システムの充実を図ることにより、政策・施策に沿った事務事業の優先順位付けを行なうシステムを拡充します。

(7) 第三セクターの見直し

第三セクター（※8）については、社会情勢の変化に対応するために、設立の目的や役割、経営状況等の再点検を行ない、自立経営を含めた第

三セクターのあり方などの検討を進めます。

また、情報公開については、市情報公開条例に基づいて公開に努めます。

(8) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業（※9）は、利益の獲得を目的とする民間企業とは異なり、地方公営企業法第3条に掲げられているとおり「企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営すること」を経営の基本原則としています。

このことを踏まえ、供給しているサービスの必要性の検討を行なうとともに、さらに事務事業の簡素化・効率化を図り、民間委託や民間的経営手法の導入についても検討します。

また、地方公営企業を取り巻く社会情勢の変化と、多様化するニーズの変化に的確に対応するため、計画的な経営を推進し、経営状況については積極的な情報公開に努めます。

(9) 職員の人材育成・能力の向上

これから的地方自治体は、地方分権型社会（※10）に対応する人材を育成確保することが特に重要であり、政策形成能力、創造的能力、法務能力などの総合的な能力が求められます。このような人材（資源）を育てるための基本となる人材育成基本方針を活用し、方針に基づく各種研修を実施します。また、行政評価システムの導入に伴うシステム構築を行なうための各種研修や、作業を通して職員の能力の向上と意識改革に取り組みます。

(10) 市民等による協働・参画

自治基本条例の理念に基づき、市民・市議会・市の執行機関がそれぞれの責務と役割を果たしながら、まちづくりへの取り組みを推進します。

また、市内外の皆さんに市政への関心を高めてもらうために、情報の積極的な提供と市民参画を促す取り組みを推進します。

4 行政改革の推進体制

市長を本部長とする合志市政政策推進本部を中心とした下記の推進体制を組織して、広報紙、ホームページ等を活用し、速やかに市民に情報を発信、共有しながら改革目標の達成に向けて全庁的に取り組みます。

○総合政策審議会

市民を代表する者、学識経験を有する者、その他市長が認めた者で組織し、諮問に応じて総合計画の策定や行政改革大綱・集中改革プランなどの重要施策について審議し答申します。

○政策推進本部

庁議（※11）メンバーで組織し、行政改革大綱・集中改革プランについて作業部会に調査・検討を指示し、作業部会から提案された素案を審議して、総合政策審議会に諮問するための原案を作成します。

○作業部会

【行政経営推進部会】

全課長級で組織し、総合計画と連動した行政評価システムの構築を検討するとともに、行政改革大綱・集中改革プランを施策として体系化する検討を行ない、政策推進本部へ提案します。

【行政経営検討部会】

課長補佐、主幹級で組織し、行政改革大綱・集中改革プランの素案の検討・調査を行ない、政策推進本部へ素案を提案します。

【用語集】

※1 パブリックコメント制度

重要な施策や計画を策定する中で、その素案を公表して、それに対しての意見を広く募集し、出された意見等を参考に意思決定していく制度。

※2 地方交付税

本来地方税として徴収される税金を一旦国が徴収し、再び地方に再配分する制度のことをいう。

※3 民間の手法

サービスと信頼性の向上、目標の設定と権限・責任の明確化、アウトソーシング（※12）の積極的な導入、PFI（※13）の活用など

※4 総合計画

自治体の全ての計画の基本となる計画のこと。一般に超長期のまちづくりのビジョン(目指すべき将来都市像)を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める長期計画である基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三つの計画で構成される。

※5 行政評価システム

施策やそれを具体化するための事業を対象として、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざすシステムのこと。

※6 指定管理者制度

公共施設の管理について、民間企業等地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」として管理を代行することができる制度。管理者には公の施設の使用許可権限が与えられる。

※7 財政指標

地方公共団体の財政運営が健全かどうかを表す指数。

※8 第三セクター

国や地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは違う第三の方式による法人という意味。日本では、国または地方公共団体が民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多く、株式会社の形態をとる。

※9 地方公営企業

地方公共団体が行う行政活動のうち、水道、下水道、病院など企業活動として行なうもの。

※10 地方分権型社会

地域住民が地域のビジョンを描き、その実現のために必要な施策を住民自らの選択と責任において決定する社会のこと。

※11 庁議

合志市庁議規程(平成 18 年 2 月 27 日 訓令第 30 号)に基づき、市長、三役、部長等で構成する。

※12 アウトソーシング

業務や機能の一部または全部を、専門業者などの外部に委託すること。

※13 PFI (Private Finance Initiative)

公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行なうもの。